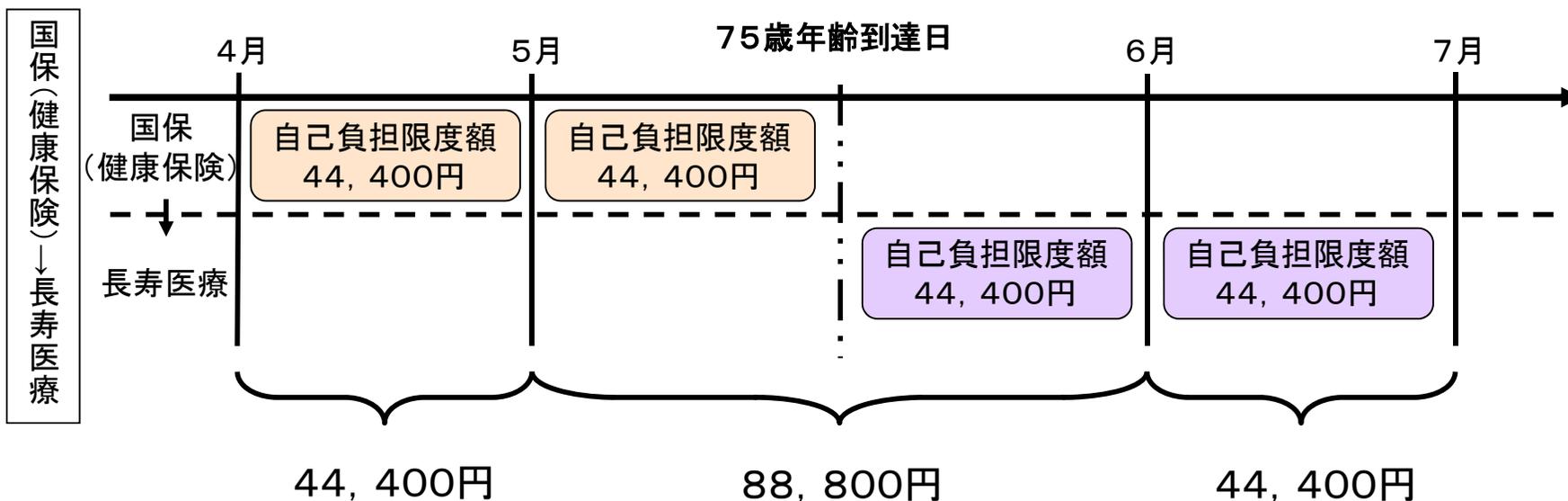


## 75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

### 【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となるが生じる。

### 【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



## 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

### 【対応案】

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→(75歳到達月における自己負担限度額の特例)

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

### 【施行時期】

システム改修に要する期間等を考慮し、平成21年1月から施行する。

### 【具体例】(自己負担限度額の区分が一般の場合)

